

お知らせ

平成30年7月豪雨災害に係る災害復旧工事等における
現場代理人の常駐義務緩和措置について

平成30年9月25日
今治市総務部契約課

本市においては、平成30年7月豪雨による未曾有の災害からの早期復旧に図ることが喫緊の課題となっており、市民の安全・安心の確保のため、「平成30年7月豪雨災害」に係る災害復旧工事又は災害関連工事（以下「災害復旧工事等」という。）について、平成30年9月25日から当面の間、現場代理人の常駐義務を緩和し、以下の要件を全て満たす場合に限り、5件まで（うち、災害復旧工事等に該当しない工事は3件まで）の工事の兼任を認めます。

緩和措置の要件

- 兼任する工事のいずれかが災害復旧工事等であること
 - 兼任する工事件数が、現場代理人1人に対して5件以内であり、このうち災害復旧工事等に該当しない工事が3件以内であること
 - 兼任する工事の各現場間が最短で60分以内に移動できる距離（一つの工事に現場が複数ある場合も同様）にあるか、全ての現場が今治市内にあること
 - 発注者（監督員）と常に携帯電話等で連絡が取れ、発注者（監督員）が求めた場合には、速やかに工事現場へ向かう等必要な対応ができること
- ※設計金額による要件はありません。

注意事項

- 特例措置に基づく兼任は、兼任する全ての工事が本特例措置の要件を満たすことを確認でき、かつ兼任する全ての工事の発注機関（本市以外の発注機関を含む。）が特例措置に基づく兼任を行うことについて承諾した場合に限り認めます。
- 特例措置を適用し、主任技術者又は現場代理人の兼任を行った後、災害復旧工事等の完了により特例措置の要件を満たさなくなった場合においては、特例措置の要件を満たさなくなった時点で兼任していた工事が完了するまでの期間に限り、引き続き兼任することを認めます。
- 複数の工事において主任技術者と現場代理人を兼任する場合は、現場代理人の設置に係る取扱いの緩和を受けた工事に限り主任技術者の兼任を認めます。なお、主任技術者の専任を要する工事を含む場合は、別途、主任技術者の専任要件の緩和が認められる必要があります。

【兼任が認められるケース】					【兼任が認められないケース】					
工事	1	2	3	4	工事	1	2	3	4	
現場代理人	兼任				現場代理人	×	兼任			
主任技術者	兼任				主任技術者	×	兼任			

- 今治市が発注する工事で「**今治市災害復旧工事の現場代理人の常駐に関する特記仕様書**」が適用されているものについては、本取扱いとは別に当該特記仕様書に基づいた現場代理人の兼任が認められます。本取扱いとの併用はできませんのでご注意ください。
- 兼任を希望する場合は、落札決定後、契約までに速やかに「現場代理人兼務届（様式1）」を作成し、契約課へ提出してください。